

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	一五
○県営土地改良事業計画を変更した件	一五
○入会林野整備計画を認可した件	一五
○保安林の指定を解除する予定である件	一五
○道路の区域を変更する件二件	一五
○道路の供用を開始する件二件	一五
公 告	
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件	一五
○県営土地改良事業の工事が完了した件二件	一五
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	一五
正 誤	
○平成二十五年五月三十一日付け定例第二千四百九十一号中	一五

告 示

福島県告示第二百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年三月十七日から同年四月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイユーエイト梁川南店 福島県伊達市梁川町字八筋八十四番ほか

二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、五箇地区に係る県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年三月二十一日から

同 年四月十日まで

三 縦覧の場所

白河市役所

（農村計画課）

福島県告示第二百十四号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定により、岩下入会林野整備組合組合長屋寛から平成二十八年九月十二日付けで申請のあった番屋入会林野整備計画を平成二十九年三月九日認可した。

平成二十九年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（林業振興課）

福島県告示第二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 解除予定保安林の所在場所

南相馬市鹿島区南海老字蛭沼二七の八、鹿島区北右田字北高屋釜一三六の四、鹿島区南右田字谷地八七の二四、八七の二六、八七の二九、八七の三一、字二ツ沼八四の三、八四の五、八四の六、八四の一〇

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

- 3 解除の理由
指定理由の消滅
- 二1 解除予定保安林の所在場所
南相馬市鹿島区南海老字蛭沼二七の七、二七の八、二七の一〇、鹿島区北右田字北高屋釜一三六の一、一三六の四、鹿島区南右田字谷地八、二三、八七の二四、八七の二六、八七の二八、八七の二九、八七の三一、字二ツ沼八四の三、八四の五、八四の六、八四の一〇、八四の一一、八四の一二、八四の三一、八四の四一
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第二百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤柴 中島線	相馬郡新地町駒ヶ嶺字 大沢北三三番一地先か ら	変更前 A 五・八〇 三九・〇	A 五・八〇 三九・〇	九六八・〇
	同 郡同 町杉目字飯 樋五〇番一四地先まで 相馬郡新地町駒ヶ嶺字 大沢北三三番地先から	変更後 B 一七・八〇 五四・〇	B 一七・八〇 五四・〇	一九七・五
	同 郡同 町駒ヶ嶺字 赤柴前四番一地先まで	変更後 A 一〇・〇〇 三九・〇	A 一〇・〇〇 三九・〇	五九五・四
	同 郡同 町杉目字飯 樋五〇番一四地先まで 相馬郡新地町駒ヶ嶺字	変更後 B 一七・八〇 五四・〇	B 一七・八〇 五四・〇	一九七・五

大沢北三三番地先から 同 郡同 町駒ヶ嶺字 赤柴前四番一地先まで	五四・〇
--	------

(道路計画課)

福島県告示第二百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小浜 字町線	南相馬市原町区青葉町 二丁目二番一地先か ら	変更前 一六・〇〇 三六・八	一六・〇〇 三六・八	五九〇・〇
	同 市原町区旭町二 丁目二九番地先まで	変更後 一六・〇〇 三六・八	一六・〇〇 三六・八	五九〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一八号	石川郡石川町大字中野字竹下一一 四番三地先から 同 郡同 町大字中野字竹下三〇 番一地先まで	平成二十九年三月一七日

福島県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

（道路計画課）

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道小浜字町線	南相馬市原町区青葉町二丁目二番一地从先から 同 市原町区旭町四丁目六番地先まで	平成二十九年三月一七日

（道路計画課）

公 告

公告第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十九年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

広戸川沿岸防災溜池土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 芳賀 良信

岩瀬郡天栄村大字下松本字富久保一九番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 石井 元一

岩瀬郡天栄村大字下松本字横内一四番地

（農村計画課）

公告第六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十九年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

広戸川沿岸防災溜池土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 添田 勝幸

岩瀬郡天栄村大字上松本字荒井屋敷二番地

同 大須賀 文雄

同 郡同 村大字牧之内字惣五郎内一番地

同 松本 一二

同 郡同 村大字牧之内字釜ヶ入二九番地

同 眞船 衛

同 郡同 村大字牧之内字児渡二三番地二

同 石井 元一

同 郡同 村大字下松本字横内一四番地

同 瀬和 安浩

同 郡同 村大字白子字西ノ内三六番地

同 兼子 弘幸

同 郡同 村大字白子字中屋敷三三番地一

同 矢部 勝廣

同 郡同 村大字白子字太多郎三七番地

同 森 茂

同 郡同 村大字飯豊字宮ノ下三五番地

同 円谷 要

同 郡同 村大字高林字東五番地五

同 丸山 幸雄

同 郡同 村大字柿之内字沖内二三番地

同 岩崎 隆

同 須賀川市保土原字南屋敷四三番地

同 佐藤 正春

同 同 市保土原字北屋敷七九番地二

同 加藤 清明

同 同 市保土原字水溜三八番地

同 檜村 美代子

同 同 西白河郡矢吹町本郷町二二番地

同 監事 大須賀 正敏

同 岩瀬郡天栄村大字牧之内字惣五郎内二一番地一

同 同 大河原 裕

同 同 郡同 村大字小川字中屋敷一八番地三

同 有馬 弘

同 須賀川市保土原字上屋敷七番地一

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 添田 勝幸

岩瀬郡天栄村大字上松本字荒井屋敷二番地

同 大須賀 英男

同 郡同 村大字牧之内字郷戸二四番地二

同 森 一義

同 郡同 村大字牧之内字原町四番地

同 大谷 松男

同 郡同 村大字牧之内字長沼道四番地一

同 松崎 兵一

同 郡同 村大字下松本字要谷四六番地

同 瀬和 幸保

同 郡同 村大字白子字今坂二八番地

同 佐藤 秋雄

同 郡同 村大字白子字中屋敷三一番地

同 車田 孝俊

同 郡同 村大字白子字東原二番地

同 森 修一

同 郡同 村大字飯豊字宮ノ下二〇番地

同 須田 吉雄

同 郡同 村大字高林字日向二〇番地

同 内山 一利

同 郡同 村大字沖内字上ノ原一五四番地

同 橋本 實

同 須賀川市保土原字上屋敷二番地一

同 五輪 博行

同 同 市保土原字新屋敷五五番地二

同 常松 貞美 同 市保土原字新屋敷一三番地
 同 角田 誠一郎 西白河郡矢吹町内二〇一番地
 監事 山谷 利夫 須賀川市保土原字南屋敷一二番地一
 同 森 源一 岩瀬郡天栄村大字牧之内字山崎二二番地
 同 大河原 正明 同 郡同 村大字小川字中屋敷六番地

(農村計画課)

公告第六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第三項の規定により、
 中朝日地区に係る県営農業農村基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))の工事は、
 平成二十八年十二月十二日完了したので公告する。

平成二十九年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第三項の規定により、
 竜伏堰地区に係る県営農業用施設災害復旧事業(平成27年災)の工事は、平成二十九年
 二月十五日完了したので公告する。

平成二十九年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第
 一項の規定により、石川町から石川都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送
 付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第
 一項の規定により、郡山市から県中都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送
 付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書
 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十五年五月三十一日付け定例第二千四百九十一号中

二五七	下	後ろか ら一四	同 後藤 勝義 同 郡 同 村大字小川字上屋敷三二 番地	同 後藤 勝義 同 郡 同 村大字小川字上屋敷三二 番地
二五八	上	三	同 檜村 美代子 西白河 郡矢吹町本郷町二番地 同 芳賀 良信 岩瀬郡 天栄村大字下松本字富久保一 九番地	同 檜村 美代子 西白河 郡矢吹町本郷町二番地